

第六回国会 衆議院 水産委員会 議録 第十一号

昭和二十四年十一月十九日（土曜日）

午後二時三分開議

出席委員

委員長 石原 圓吉君

理事 川村善八郎君 理事 鈴木 善幸君

理事 夏堀源三郎君 理事 平井 義一君

理事 松田 鐵藏君 理事 佐竹 新市君

理事 林 好次君 理事 砂間 一良君

理事 小松 勇次君

小高 薫郎君 川端 佳夫君

田淵 光一君 玉置 信一君

富永裕五郎君 二階堂 進君

中西伊之助君 奥村又十郎君

中原 健次君

出席政府委員

農林政務次官 坂本 實君

水産庁長官 飯山 太平君

委員外の出席者

大蔵事務官 杉山知五郎君

参考人（漁業） 三國 謙藏君

参考人（漁業） 井元 米吉君

参考人（漁業） 齋藤 卯助君

参考人（漁業） 大内 光義君

参考人（漁業） 齊藤 一郎君

専門員 齋藤 一郎君

本日の会議に付した事件

漁業法案（内閣提出、第五回国会閣法第一八六号）

漁業法施行法案（内閣提出、第五回国会閣法第一八七号）

水産金融に関する件

○石原委員長 これより水産委員会を開きます。

この際御報告申し上げます。委員押谷富三君が昨十八日辞任され、その補欠として、坂本實君が委員に選任されました。

また、これより漁業法案及び漁業法施行法案を議題といたしまして、参考人各位より右両案について御意見を聞くことといたします。

君が出席したい旨申し出がございました。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 御異議ないものと認め、さようとはらいます。

参考まで本日予定の参考人各位の御氏名を申し上げますと

井元 米吉君 齊藤 卯助君

三國 謙藏君 三上 重藏君

大内 光義君

○三國参考人 私は北海道北見のしかもオホーツク海に面した僻地にて漁業を専門に営んでおる三國謙藏と申す者でございます。今回はからずも公の場合において、しかも漁業者の一人として意見を申し上げる機会を得ましたことは、まことに光榮の至りと存じます。ここにおいで各先生方には、連日にわたりまことに御苦勞様のことと深く感謝の意を表するものでござい

ます。私は、業者の一人として申し上げることが、私のような気持を持つておられる方が多いとしたりまことに幸甚と存じます。このたび漁業権制度の改革にあつて現存の定置漁業権中着業しておる者だけがそのまま存続させる措置を講じ、現経営者の不安の掃に努められたことについては、北海道の特殊事情を述べ、すでに数回にわたり陳情申し上げて来たことであります。先般発表されました水産庁の漁業法案は、まだ、右陳情の趣旨がまつたく

没却されて、定置漁業者の地位はすこぶる不安定なものとなつておるのであります。何がゆえにいかまで矛盾した改革がこれまでに進展しなればならぬかと、まつたくわれわれ漁業者は大きな疑問を抱くものであります。陸におけるところの農地法の改革は、自作農を保護し、その強化育成をはかるうとするのが農地調整法のねらいであつて、漁業権によつて現に漁業を経営しておる者は、陸における自作農と何らかわりがないのであります。農地改革はいまさら申し上げるまでもなく、不在地主と一定数以上に農耕地を所有する者から農耕地を買い上げて、真の耕作する農民にこれを与える機会をつくることであつて、全耕作農民から全耕地を取上げ、さらにこれを再配置をするような手段をとつておらないはずであります。漁業は農業と、そしてまた海は農地と異なることはもちろんであります。海における自作農がそのまま保護されてよい立場は、何らの農地改革の場合と大差はないことと思われま

す。今度の漁業法案によれば、制度改革の基幹をなすものは漁業調整委員であると思ひます。その成否は調整委員会委員の構成いかんにかかつておるとが判然としております。ところが漁民の投票の結果、はたして法の予期するところの公平無私なる委員が選出できらるかどうかがまつたく疑わしいものがあります。終戦以来引揚者によつて漁業を営み来る者が、現在真に漁業権を持つて経営しておる者に対して相当妨

害しておつて、すでに今年で三年も許可なくして継続経営しておる者のある今日、右のような方々が入ることによつて投票する場合は、公平無私なる委員の選出はまことに不可能と申し上げても過言でないと思ふのであります。その理由は極端な思想で無知な漁民を扇動するからであります。この法案が発表されるや、北海道においては、漁業調整委員会の委員をねらつて、すでに暗躍する向きもあります。それらは全部定置漁業権の獲得を目的とする策動であることは明瞭であります。

なお北海道においては、とかく漁業種類別に党派をつくり投票される危険があるとともに、終戦以来千島、樺太方面から、引揚者が極端な思想を持つて漁村や部落に入地しておる関係上、とうてい公平な選挙は期しがたい実情にあるのです。かような現状にあつて選出された委員によつて、定置漁業権の勘案されることは、われわれのように何十年とその事業に専心打込んで、なお研究これ足りない一生懸命守り来たつた現経営者として、まことに忍び得ないものがあるのです。

右に申し上げた理由のもとに、現存漁業権存続の措置を講ぜられんことを、切に各先生方に望む次第でございます。

漁業権制度の改革をめぐつて、その基本的な考え方としましては、第一に、休業漁業権は整理すること、第二に、貸借関係にある漁業権は、十分に理由とその内容を調査して整理すること。

（一六一）

右の二点に主眼が置かるべきであつて、それ以上はわたつて、漁業権者がみずから行使しておる漁業権については、これを消滅させて、再配置、再免許させるような措置は、まづたく譲ずる心要はないといふ考へ方でありま

右の案は北海道定置漁業者大会に最初からの大きな主張であつて、現在においてもこの案の実現を強く要望して参つておるのであります。従来漁業権者がそのまま免許される場合は無償とすること、整理する場合の漁業権は有償のこと、免許料、許可料は徴収せざることを、この理由は省察いたしま

次に漁業法案に対する北海道の特例について申し上げます。北海道において、漁業有の定置漁業権は僅少であつて、個人有のものが多数なることは次の通りであります。北海道における定置漁業権の漁数は七千三百五箇統あります。そのうち漁業有のもの一千二百六箇統、総数の一七、漁業有以外のもの五千八百二十九箇統、八三%であります。右のものうち休業と現に着業のものとをわければ、着業漁業権は三千三百九十四箇統、総数の四八%、休業漁業権は三千六百四十一箇統、総数の五二%、さらに着業漁業の三千三百九十四のうち、権利者自身の経営と貸借経営とにわければ次の通りであります。

右の案は北海道定置漁業者大会に最初からの大きな主張であつて、現在においてもこの案の実現を強く要望して参つておるのであります。従来漁業権者がそのまま免許される場合は無償とすること、整理する場合の漁業権は有償のこと、免許料、許可料は徴収せざることを、この理由は省察いたしま

数とその行使状況は以上の通りであつて、結局現に行使されている漁業権の数は、その漁数の四八%にすぎないのであります。かように休業漁業権の多いのは、資料の入手難と資金の入手難、さらに禁止区域となつたための休業場所が多く、大体において隣接が近いために、経営しても採算がたれぬ所が多いのではないかと思つてあります。従つてもし水産庁のつくつた漁業法案通り、一応既存の漁業権の全部を消滅させて、漁業調整委員会の意見に基づいて新たに定置漁業を免許するとしても、北海道に関する限り、その数は現在行使されておる定置漁業権の数と大体同じ程度のもので思われます。かりに現在行使されておる定置漁業権より多くなつたとしても、その増加率は五%か一〇%ぐらいにとどまることと思つて、それがこれ以上によつても何ら効果のないことは、過去の経験から徴しても定置漁業権の濫置は厳にこれを慎まなければならぬと思つて

次に現在行使されている漁業権は、漁場の位置はその権利者または経営者の長年の経験と実施測量の結果に基いた出願によつて免許されたものでありまして、採算上また操業上もきわめて安定された場所にあるものが大多数であります。もし漁業調整委員の意見に基いて新たに定置漁業を免許するとしても、それはおそらく形式的な事柄であつて、実質的には現在行使されておる漁業権の場所、再度漁業権が設定されることになると思われます。もしかりに一部の例外の場所を除いて、現在行使されている場所と著しく異なつた場所に新しい漁業権が生れるとす

れば、それは机上の空論によつて立案された結果であつて、定置漁業の実体漁業を經營するためには、漁具、漁船はもちろんのこと、陸上の施設がこれに伴わなければならない。しかも相当多額の資金の準備を見なければ、その完備が期し得ない実情にあつて、資材の入手難と漁業資金の不円滑な現下の情勢からすれば、まづたく新規な経営者を選定することは、ほとんど不可能と言わなければなりません。よつて現在の経営者に著しい変動を加えることは、増産を願う国家が、かえつて生産の減産は避けられないことになりま

て、北海道における定置漁業はその数の非常に多く、その経営者の大多数が地元漁民であり、しかもその経営の規模は中小企業的なものであります。従つて従業者は東北及び北陸各県より雇い入れるのであります。現在の経営者をそのまま認めても、北海道に関する限り漁業の民主化を阻害するおそれは全然ないのであります。よつて北海道には漁業法案にこの特殊性を十分織込んで、現在の経営者へ、すなわち権利者自身の経営と貸借経営者が漁業権を所有して、不安動搖な生産増強に邁進できるように道を講じていただきたいといふことを、重ねてお願いする次第でございます。まことに訥弁で失禮いたしました。

○石原委員長 質疑はありませんか。○川村委員 ただいま三國君から、北海道の特殊事情について、いろいろ漁業権の数、すなわち権利数、着業数、休業数、いろいろな数字をあげておりましたが、要はみずから漁業権をもつて漁業を営む者に漁業権を与えよ、法律を直せ、つまり原案を修正しろといふ一語に盡きておるようであります。ただこの場合はつきりしていただかなければならぬことは、休業しているものいろいろな事情がある。すなわち資材や資金、その他競争中に人的資源等の問題もあつたので、休業しておるんだということがあなたのお言葉に出ています。そのあとにさらに現在の漁場をふやしても、何ら増産にならないといつたようなことも言つておるのではありません、何かそこに北海道の漁業に関して、われわれだけで、あとふやすなといつたふうな極端な言葉になつておるようであります、私は北海

道人として、特にあなたにお伺いしなければならぬことは、今北海道ばかりでなく、全国の封建的思想を去つて、そして漁村の民主化をはかつて増産をしよう。こういうのが法のねらいでありまして、目的についてはあなた御賛成であるかどうか、まづもつて一点お伺いしたいのであります。○三國参考人 ただいまの先生のお尋ねにお答えします。先ほど北海道のことばかり申し上げましたが、実際にわれわれが長い間やつて来た経験上、現在の数よりふやすといふことは、結局どんぐりのせい比べのような状態になりまして、かえつてみんなが災いになりむるのではないか。現在の数くらいがちょうど適当で、かえつて健全な経営ができるのであれば増産にもなると思つております。

対にないというのでありますか、その点をお伺いします。

○三國参考人 たいま先生の言われた通り同感であります。

○川村委員 そうしますと、北海道の特殊性はあるけれども、そういう線に沿って、すなわち漁村の民主化を阻害するような、先ほど申し上げたような漁業権は、国家買収をして適当な増産もできる。しかも漁村の民主化に協力するものであれば、あえてそれは拒むものではない。さしつかえないという御解釈ですかどうですか。その点お伺いします。

○三國参考人 それでたいへんけつこうだと思えます。

○川村委員 わかりました。

○石原委員 次に井元米吉君。

○井元参考人 御指名によりました私は長崎県の一漁業者であります。県会議員を勤めておる井元米吉と申すものであります。

さきに水産業協同組合法を制定されました、今回またわれわれ漁業者のバロメーターである漁業法案を起案なさされた関係御当局の御芳苦、連日この法案の御審議に当っておられる水産委員会の皆様御苦勞に對しまして、深甚なる感謝の意を表する次第であります。幸いに本漁業法案の審議にあたりまして発言を許されましたことは、私の最も光榮とする次第であります。つきましていささかこの法案に對する私の意見を述べさせていただきますことにいたします。

まず第一に、私はこの法案の中にありまする従来の漁業権を、二箇年以内に一律に消滅させまして、その補償金を三百二十億円といたしまして、これを

二十五箇年間に、毎年の漁業の免許あるいは許可料でこれをまかなうことになつておるのであります。この結論から申し上げれば、むしろ私は補償金制度の廃止を希望しておりますのであります。その理由をいたしまして、将来補償金を出すことによりまして、将来において一般漁業経営に大きな重圧を加えられるようなおそれがあるいは許可料と考へるものであります。それは許可料あるいは免許料からこれをまかなうことになりまして、漁業者は定置漁業におきましては、私の判断しますところでは、漁獲高の五%ないし六%を毎年支拂う、あるいは底びき漁業のごときは数十万円の負担を課するようになりはしないか、ことに資材あるいは資金、租税といふようなものにおいて大きな重圧を加えられておるのに、さらにこの負担が負切れるかというところであります。さういふことを考へますときに、むしろ補償金の制度を廃してはどうかという考へを持つておるものであります。

次にこの補償金制度を出すことによりまして、漁業制度改革に沿わないのじやないかというところであります。それは漁業者が支拂う金でもつて、今まで独占的にやつておつた企業者、つまり大地主的な人にとまた得をさせるのじやないか、さういふことによりまして、すなわち補償金を出すことによりまして、正常な、善良なる漁業者に損をさせる。といふのはどういふわけかと申しますと、数十年と申すと長いのであります。最近漁業権の免許あるいは許可にあたりまして、官庁の許可方針をいたしまして、主として団体あるいは漁業会、協同組合、さういふ漁民の

団体に、漁業権の更新期間になりますと、あつせんあるいはいろ／＼な方法によつて、一律に漁業会に漁業許可を与えて来ておつたのであります。そのときに善良な正直な漁民——ほんとうに漁業を思ふ漁業者は、みずから進んで無償で提供しておる人がたくさんある。ところが中には、言葉は悪いかもしれませんが、横着な、ボスの的な考へを持つておる漁業者は、いまだにさういふことを実行しておらない。この補償金を出すことになれば、団体に無償で提供した漁業者は損をする。つまり補償金の配分にあずからない。いつまでもがらばつてがんに持つておつた人は補償金の恩典にあずかれない。さういふところに社会的に不公平がありはせぬか、さう考へますので、むしろ補償金制度を廃して、免許料、許可料といふものを低率にしていただくさういふことを希望していただくのであります。

次に共同漁業権について御修正をお願いしたいのは、この共同漁業権の第一種から第五種まで、すべてが主務大臣の免許下になつておると思ひますが、これを都道府県知事の免許に委譲していただきたい。それはさういふわけかと申しますと、行政面において、あるいは運営面において非常に不便を生ずるのではないかと。実際各離島々々に、あるいは遠隔の地では非常に不便を感じる。従つて費用がたかさんい。近いところの都道府県知事にこれを委譲すればその費用が非常に省けるのではないかと。さういふ観点から、漁業者の不便といふものを除去する理由のもとに、私は御修正をお願いした

いと考へるわけであります。

次に第一種共同漁業権の中に浮魚、すなわち磯づきの魚を追加する必要があるのではないかと。たとえばいかとかたことかえびのような、わりあい移動性の少ない魚族は、第一種共同漁業権の中に織り込んで追加していただく。さういふのは零細な沿岸漁民に對して福祉を与える一つの方法ではないかと考へるのでこれを希望いたしますのであります。

次に海区漁業調整委員会の委員の選挙の方法をある程度改善していただきたい。法案によりまして、漫然と資格のある漁民でこれを選出するということになつておられますが、これでは結果においては、ややもすればその調整委員がある程度ボス化するおそれが多分にある程度ボスの存在、民度が低いといひますが、現在でも漁民にはある程度のボスの存在、封建的思想の存在が濃厚にありまして、これを一律に選挙をやりまして、たとえば長崎県の実例を申し上げます、長崎県はいわし漁業者が非常に多い、いわしの全盛であります。ところが権力と申しますか、その業種のみから委員が出るおそれがあります。従つてさういふことになりまして、漁業調整上非常に支障が来るのではないかと考へる。これを階層別にするか、あるいは業種別にいたしますか、さういふことに弾力性を持たせていただきたい。さうしてこの選挙に關しては、都道府県知事において、その地区であるいは実情に即した方法をとつていただくようにしていただきたい。さういふ希望を持つております。

次に定置漁業権について意見を申し上げます。小型定置漁業を、原則といたしまして、水深十五メートル未満のもの共同漁業権の中に含まれておつて、許可漁業となつておられるが、これを定置漁業権に加えていただく。さういふことを区分することによつて、適性区分の不合理と不便は私は決して軽少ではないと考へるのであります。また零細なる沿岸漁業者にとりまして、この小型の定置漁業は重要であつて、これは不可欠な財産権とみなさなければならぬのであります。漁業の経営上これを見ることができたいのではないかと考へます。従いまして漁場調整の見地から見ると、小型定置漁業を許可漁業とするのは妥当ではないと思ひます。これを定置漁業権の中に織り込んで置く方が、小さい漁業者の唯一の財産権として、現在漁業資金に苦んでおられる資金の融通といふ方面にも寄与するの大きいのであります。共同漁業権について質権あるいは抵当権の設定がないので、これを定置漁業権を持つて行きますと、さういふ方面が開けて来はしないかという考へのもとに、意見を申し上げておる次第であります。

次に鉍業とかあるいは化学的工業の施設によりまして、沿岸漁業、すなわちおもに第一種漁業より第五種漁業の共同漁業に及ぼす損害はまことに大きなものではないかと考へるのであります。先ほど野村先生より公述されたと思いますが、いろ／＼な毒害による汚水、汚毒といふような方面で、この漁業権に及ぼす損害が、長崎県では鉍害

と言ひましてことに多いのであります。それでこれを遼河魚類の保護にのみこの法案には補償してあります。が、これは一般の沿岸の漁業にも適用していただきたい、こういう希望を持つておるものであります。

次に魚介類の蕃殖保護に關し、失礼ではあるかもしれませんが、この法案に明文化されておらないと考へます。この点も漁業法という建前から、どうしても魚介類の蕃殖保護の規定をこの法案で確立していただきたい。たとえば稚魚の漁獲を禁止するとか、あるいは産卵期の漁業の禁止、あるいは漁業の禁止区域を設定するとか、これは漁業取締規則でやられることではありますけれども、これを法案の中に織り込む必要がありはしないか、こう考へるのであります。

次に漁業法案第二條の定義の第二項にありますが、漁業者と漁業従事者とを字句の上で區別しておるといふ点であります。つまり漁業というものは労働者と技術と、それに資本金資材というものがマツチいたさねば、ほんとうの漁業は成立しない。こういうわけでありまして、資本のみをもつて漁業者とみなすということとは妥当でないと私は考へるのであります。従ひまして字句の修正をしていただきたい。こういう希望を持つておるものであります。

次に新聞等によりまして伝えられております原案修正の点に對し、私は漁業権の質貨を認めるということ、を聞いたのであります。これには私は反対の意見を持つております。というのは、私は漁業組合長も長らくやつた経験もありませんが、漁業権の質貨

によりまして、漁業者として非常に辛苦して来たという経験を持つておる者でありまして、これをお含みおきを願ひたいと考へるのであります。

次に現在知事の職権にゆだねられております許可漁業、ことに網漁業に對し、今回の法案の趣旨が擴張されなければならぬのではないかと考へるのではありません。漁業の民主化あるいは漁民生活の向上というふうな目標を実現するためには、單に現在提案されております法案の実施によつて、が、いし、かと思へます。従来相当程度の資本力によつて支配された許可漁業を、沿岸漁民の共同經營に開放するといふ点におきまして、長崎県の実例を申し上げますと、あぐり網あるいは相当資本と資材を擁してするのは、ある程度この法案の中に織込んで、漁業經營の適正をはかつて行くのが妥当ではないか、こういうことを考へておられます。この点の意見を申し上げまして、失礼させていただきます。何とぞ一日も早くこの法案を通過されまして、われわれの漁業の方針を明らかにさせていただきます。漁民は幸いであると考へます。失礼させていただきます。

○石原委員長 質疑ありませんか。  
○川村委員 井元さんに二、三お伺ひいたします。

第一の問題は、補償料を支拂わないで、そして免許料、許可料を軽くせよという趣旨はよくわかりませんが、これは憲法問題にもなりますが、時間の關係上それを省略いたします。ただこの点についてお伺ひしたいのは、一律に漁業権を消滅させるといふことについては、あなたの御意見はどうでしょう。

うか。

○井元参考人 實際問題といたしまして、一律に消滅しませんが、私は現在の漁業権の約九〇％はまた漁民の手に移つて来るのではないかと考へるのであります。従つてあとの一〇％が不在地的な存在あるいは不当なる慣行による専用漁業権となつて、こういうものが残るのではないかと、こういうものに対しては、極端ではありませんけれども、補償の必要はないのではないかと、いふことも成立するので、今までの連中は、漁民がある程度苦しいので来たのではないかと、これははなはだ失礼かもしれませんが、農業者と同様な措置をもつて臨んでいただければよいのではないかと、こういう考へを持つておられます。

○川村委員 そうしますと、一律に漁業権を消滅させると、現法案は、調整委員会の運営によつて、今まで正しく經營して来た者に必ず来るのだといふ前提のようでありまして、それによつて、貸付をしておる者あるいは不当な集中とか、あるいは休業とか、そうした者には一銭も補償を拂わないで、いわゆる正しい漁業権を持つて正しく經營しておる者には補償をしてやつてもよいというのか、あるいはもう全部に補償をするというのか、この点をはつきりしたいので、お伺ひします。

○井元参考人 お答えいたします。補償金が政府から支拂われるということ、は、理論上であります。實際は漁業者が漁獲高の中から免許料によつて支拂うということになつておられますので、これはいたずらに手数がかかるの

みじやないか、従つてまた漁業者は現金で政府に拂う。そして補償金は二十五箇年にわたつて債券で拂われる。こういうことであれば、むしろこれは漁業調整上矛盾して行くのではないかと、こう考へておられます。

○川村委員 そうしますと、あなたの御意見は、自分が漁業権を持ち、自分が經營しておる正味者に対しては、補償も、免許、許可料も、やらすらずにしろ、そしてあとの不当なものだけに、補償金を出さないで、そして適格者がある時分には無償で渡した方が、煩雜でなくてよろしい、漁民の負担も軽くなるから、そうした方がよい、こういう御意見でしょうか。

○井元参考人 漁業料とか免許料とかいふものは、これは義務上拂わなければいけない。それがよく安くなつてきたではないか、これが漁民の福祉になるのではないかと、こう考へておられます。

○川村委員 大休あなたの腹はわかりましたので、この程度にこの点はおきます。

それから第二点の、共同漁業権を都道府県知事において免許あるいは許可するといつたようなことは、これは現法案がそうなつておられます。それはあなたのおつしやる点が現法案に織り込まれておられます。

それから次に、定置漁業権は、十五メートル以下のものも認めて、これを共同漁業権に入れるな、そして困つておる漁民の、つまり担保権と言ひましようか、質権と言ひましようか、そういうものも認めて、窮状を救つてやれ、こういうあなたの御意見でありまして、現在この法案では、共同漁業権は協同組合というものに対しては、

その質権や、あるいは抵当権が成立しないようになつておられますので、自然これは、あなたは個人に与えて、個人のそういう窮状を救ふという御意見だと思ひますが、十五メートル以下の小定置は、これは共同漁業権にしないで、定置漁業権にして、協同組合に与えるというのか、個人に与えるというのか、この点をお伺ひします。

○井元参考人 私は、これはどちらでもその海区調整委員会の運営にかんによることだと思ひます。この海区調整委員会が協同組合に与えられても、その協同組合の運営にあたりましては、嚴重な監督と言ひますか、あるいは示唆と言ひますか、そういうものを与えて、自營し得るところは自營をさして行く、自營のできないものは、これは一般漁民の財産でありますので、やり得る人にやらす、こういう方針で行きたいと考へておられます。

○川村委員 ただいまの御發言で大体わかつたのですが、結局自營する可能性のある協同組合にはそれを与えて、自營し得ないところは個人に与える。いすれにしても地方の事情に即してやれ、こういう御意見だらうと私は解釈します。

その次に、漁業者と漁業従事者の字句を修正するといふだけであつて、どういふふうな修正するかという具体的な御意見がないようでありましたが、でき得れば具体的に御意見を伺ひたいと思ひます。

○井元参考人 私は無學者でありますので、法律のことはあまりわからない者であります。法案を精読してみますと、この法律において「漁業者」とは、漁業を営む者をいい、「漁業従業

者」とは、漁業者のために水産動物植物の採捕又は養殖に従事する者をいう。」とありますが、漁業者と漁業従事者をここに区別する必要はないので、漁業者というものは、漁業従事者も、あるいは経営者も、言いかえすれば、資本も労働も同じ漁業者ではないかという考えを持つておられますので、この精神においてはかわらないと思ひますけれども、字句を改正していただければ、漁業者としてこれを率直に考えた場合に、非常に漁民の向上というものに直接響くのではないか、こういう幼稚な考えを持つておるのであります。

○川村委員 おのずから漁業者と従事者というものは一体でなければ、増産ができないことはよくわかります。ただその字句の修正を、漁業者とは漁業経営者、それから漁業従事者を含む、こう直せというのか、その限界が、ちよつと字句を直せと言われましても、どう直したらよいか、その点をもう少し明らかにしていただきたいと思ひます。

○井元参考人 仰せの通り、私どももそういう考えを持つております。漁業者とは漁業を営む者、漁業に従事する者を言ひ、こういう程度にお願いしたいと思つております。

○石原委員長 お諮りします。かねて緊急問題となつておる金融に関する問題であります。先刻より水産庁の長官初め各位御出席であります。なお大蔵省銀行局総務課長の杉山氏もお見えになりましたから、はなはだ参考人の方にはお気の毒でありますけれども、しばらく金融問題の審議に移りたいと思ひますが、いかがでございますか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○石原委員長 それじや、しばらくお待ちを願ひます。

○石原委員長 それでは、これより金融に関する件を審議願ひます。御発言を願ひます。

○夏堀委員 漁業法案及び施行法案につきまして、本日で四日間公聴会を開きました。その間に現われた意見はほとんど、漁業協同組合に金融を第一に認められたい。そうでないと力がなくてやれない。その結果資本家の進出を認めざるを得ないということになるではないか。そうすると、この法律は死文化するものではないか。それに意見は集中されてあるようであります。この問題は、私の法案が上程になりまして、第一の質問の中に、このことを水産長官に質問いたしましたことがありますが、その通りで、金融の裏づけ、その処置なくしては、この漁業法案はほんとうにその運営において行き詰まることは、あまりにもはつきりしております。この問題で二取上げて、政府当局に私質問いたしましたので、その御意見を伺いたいと思つております。

農地改革の場合の農地調整、これはその当時政府においてその証券の譲渡、担保に対しては、年限を限つて制限をしていくかのように聞いております。けれどもその後の情勢の変化について、若干緩和されたかのようにも聞かれております。特に特例として、たとえば福井県の震災の場合、あるいは引揚者の場合、こうした場合にはこれを大幅に緩和されて、その運営よろしきを得たというように伺つております。漁業証券という場合は、目的はこの漁業権を働かす漁民に解放し、

そして実際に働かす農地に与えたと同様に、これを民主化するということが目的であるなら、その法案の目的を達成するために、これに対する金融措置を講ずるといふことは、当然であると思ひますので、農地改革の場合に行われた証券の取扱いと、この法案が通過いたしました場合のこの漁業権証券の取扱いは、ちよつとこの考え方は、農地の場合とは反対の方向に進めるべきではないか。たとえば農地改革の場合の考え方は、地主に対する考え、そして働かす農者に土地を与えるという建前からいって、当時のインフレの高進途上において、その証券の扱い方に対して制限することは、むしろ当然であると思ひます。けれどもその後の情勢は、インフレもどうかここに安定するような状態にもなりましたし、大体漁業権制度に対しての大きな革命的な事業を達成するために、むしろこの漁業権の証券を何らかの特別な措置によつて、法の目的を達成する線に沿うような方向へ持つて行くことは、当然ではないかと私は考へるのであります。それによつて初めてこの法案が、目的達成のために、民主化のために、生きとどき、非常に活潑な運営に移動することができる。こう考へているのであります。この法案の中には、これはいろいろ法案の技術上の問題もあつて、これには別段明記してありません。こういう面について、政府はどのような見解を持つておられるか。明確に御答弁をお願いいたします。

○飯山政府委員 ただいま夏堀委員の漁業法に伴うところの金融逼迫対策はどうか、こういうお尋ねであります。お説の通り、協同組合の促進をはか

り、また今回の漁業法がもし実施された場合に、これを円滑に促進するためには、まづたくお説の通り、資金の裏づけがなければならぬことはその通りであります。従ひまして、協同組合法の提案された場合にも、また本法案がこの委員会に提案されました際にも、われわれもいたしましては、何らか金融の特別な機関をつくりたいという考えのもとに、いろいろ検討を加えました。したが、遺憾ながら特殊金融機関の設立は、いろいろ客観情勢によりまして、これは困難であるという結論になりましたので、その後預金部の資金、あるいは援助資金というふうなものにその金融源を求めようとして、いろいろ対策を立てたのであります。これも遺憾ながら、両方ともいろいろ事情で実施に至らなかつたのであります。従ひまして、現在として、私どもが考へておりますことは、ただいま夏堀委員の申される通り、もしこの法案が実施された場合には、ぜひともこの補償金の運営によつてこれを裏つきたい。かような考えをもちまして、過日も大蔵省の主計局長に、実はこの補償金を現金で交付する方法を講じて、もらいたいものだ、こういう折衝をいたしましたのであります。御承知の通り、百数十億になりますものを現金で交付するといふことになれば、これは国家としては非常に重大なことでありまして、あるいは減税といふようなことが主題になつておる今日、これをただちに実施するといふことは容易でない。しかしながら証券の償還期限を短縮する、あるいは少額の現金交付をするといふようなことについては考へられるであろう、こういう実は回答であ

ります。それで私どもとしては、もしこの漁業証券が発行された場合に、政府のこれが買上げ、あるいは日本銀行の融資というふうなことに、少くも必要な資金が協同組合、あるいはその連合会というふうなものに利用されることになるような方を講じてまい。しかし御承知の通り、償還期限の短縮といふことになりますれば、一面においては免許料、許可料の額を短期間において増徴しなければならぬ。こういうのはめになるのであります。従ひましてこの償還期限の短縮といふことは、事実上非常に困難もあつたので、われわれもいたしましては、ぜひともこれを買上げの措置によつて必要な資金が得られるような道を講じてまい。かような考えで現在も検討を加えておるようなわけでありまして、この法案が考へられました当時、インフレが非常に進行の際でありまして、この補償金を現金で出すということとはインフレを増強するといふような意味におきまして、証券にしたという理由もあるわけでありまして、この理由はすでに解消しているわけでありまして、従つてできるならば免許料、許可料の増徴をせずに、できるだけ長い期間に償還するよう方法を講じ、反面において、その漁業証券ができるだけ早く現金化するといふ道を講ずるだけ早くに考へておられますので、われわれもいたしましては、ぜひこの漁業証券の現金化、もしくはこれを担保として融資を受けるというふうな方向に持つて行きたい、かように考へておるのであります。

○夏堀委員 ただいまの水産庁長官の

御答弁は、私どもの考えておるところの線と同一でありまして、満足いたしません。御承知の通り、国債の買上げという事は、過般の水産管理委員会においても私これを二回にわたつて申し述べております。特にたゞいまの問題は、この法案を真に民主化するかどうか、これは世界の環視のもとになつておるのであります。これが国内の財政措置によつて可能である限り、この線に進めなければならぬだろうと思つておられます。もし一歩誤まつて、これが民主化されざる線に行くようなことになつたならば、この法案の壊滅状態になることは明らかであります。よつて私は、この問題は国会として大きくこれを取上げて、絶対今水産庁長官の申された線に沿つて、これを推進しなければならぬと思つております。

今日は大蔵大臣の出席を求めて、これに対するだけの満足し得る答弁を求めたいとも考えておりましたけれども、いろいろ予算関係等で御出席も願われなかつた、銀行局長も御出張といふことでもありまして、総務課長さんがお見えになつておられて、あるいは最高の責任者でありませぬので、これに対して十分明確なる答弁を、あるいは承ることはできないかもしれないが、私どもいわゆる国会として、この重要な法案を、取扱いの一つの方法として、この水産金融の裏づけとしての処置は、絶対に講じなければならぬと思つておられるわけでありませぬので、ただいま水産庁長官の申されたその線に沿うように、大蔵省でもそつを進めてもらいたいと思つております。せつかくお呼びになつております。

るので、十分に責任のある御答弁はあつて、十分かと思つておられるけれども、一応大蔵省側としての御意見も承つておきたいと思つておられます。

○杉山説明員 ただいまの問題につきましても、実は償還期限の年限等の問題は、省内のことを申し立てはなはだ恐縮でございますが、主として予算を担當しております主計局の方でやつております。私からはつきりお答えできないので非常に残念でございます。

一旦出た証券を金融化、現金化する方法があるかどうかという点につきましては、水産庁の方の御意見も十分伺ひまして、できるだけ御希望に沿うように研究いたしたい。今日はあいにく局長が出張いたしておられて、月曜の朝には滞りますが、滞りましたらまたよく相談しまして、省内で意見をとりまゝとめるようにいたします。

○小高委員 先般本委員会において、愛知銀行局長が御出席の際に、漁業者に対する金融がはなはだ措置が乏しくて問題にならぬ、これについて強力な結果を望むのであるが、それには一応われ／＼全国の漁民が負担しておられる税金が、農業及び工業その他の業種別の比較から考えまして、どの程度の位置におるか、まず全国的に業種別の数字を、各業種の数字を示してもらいたい、税金額を示してもらいたいと言つたところ、それに対して、近々調査資料を提出いたしますというふうな回答で、あつたのであります。その回答によつて、漁業者に対する金融が、税の負担はこれだけあるにもかかわらず、かくのごとく恵まれておられない。また金融のみではない、その他の施策

においても、はなはだ不満な点が多いのでありまして、一応基礎資料を明らかにして、徐々にその方面の解決に對して発言をいたしたいと思つておるのであります。その回答がありましたかどうかを委員長にお尋ねいたします。

○石原委員 答え申し上げます。未だ何らの回答もありません。

○川村委員 先ほどの夏堀委員からの、この法案と金融措置、すなわち漁業証券の問題についての質問にお答えになりましたが、ただこの場合、特に考へていただかなければならぬことは、漁業協同組合や、あるいはみずから漁業権を持つて自営しておられる者に対しては、当然その措置をとつていただかなければ、かえつてこの法を制定したために漁民が苦しむ、あるいは漁業協同組合が苦しむということであるから、せひこれはしていただかなければならぬと思つた。ただここで問題になりますのは、いわゆる不在地的な漁業権者とか、あるいは不当な集中をしておられるというふうなものに対する証券の資金化は、考えようによつてはあべこべに漁民を苦しめることになりはしないかと私は憂慮するものであります。その理由は、漁業者は今資金に苦しんでおられる、いわゆる貸付者から漁業権を借りて、そうして漁業を営んでおられるのは、この法案が制定されましても、わずかに二割というふうな補償の制度よりなつておられる、そのうち経営者というものは、まず八割というものは他に資金を求めなければならぬ。そのときにおきまして、国家財政

から考へて、その貸付漁業者に対して資金がまかない得ないということになりますと、同じ経営者であつても非常な不公平になると思つておられます。それが、われ／＼が一步譲つて、貸付者にいわゆる証券の資金化をはかつてやつて流してやるというつもりでも、つまり国家資金とか、あるいは正当な金融機関から流すよりは確かに利息が高い、こゝういふことをわれ／＼は考へなければならぬ。もし先ほど申し上げましたような不当者に金融をした場合においては、これらが現在新聞にも現われておるやうに、月一割とかあるいは三箇月に十割といつたやうなことに流されれば、子を思ふ親心をまつたく無視されるところになる。その場合に、長官はどうか、そうしたやうな同じ証券をもつて金融をしてやるという場合に、長官はどうか、御意見を述べたいと思つておられますか、ひとつ、お尋ねいたします。

○飯山政府委員 今漁業証券が、幸いにして資金の道がここに立てられた場合に、不在地的な漁業権者、もしくはは不当の集中をされておられる漁業権者、あるいは休業をしておられる漁業権者、こゝういふ方々に何か流れることによつて、協同組合なり、あるいは経営する者なりに金融的な圧迫を加えるおそれがないか、こゝういふお尋ねと思つておられますが、この点は特に今私どもとして具体的に案は持つておられません。しかし常識的に判断しまして、これを特別に扱うという事は、かなりむづかしいのではないかと、かなり私には考へるのであります。しかしながら高利の資金が漁村に流れるという事は、非常に重大な結果を来します。そのうち、運営委員あるいは漁業法の運営におい

て、できるだけ阻止すべく方策を講じなければならぬと私考へるのであります。証券そのものにさういふ条件をつけないことは、技術的に私今考へておられませんので、研究した上でお答えいたしたいと思つておられます。

○川村委員 もちろん漁業権を一律に消滅させるということは、要するに私有財産を認めておられる今日当然、補償しなければならぬ。さういふ場合にただ私の考へだけを率直に申し上げると、先ほど申し上げましたやうな自営者、いわゆるみずから漁業権を持つて営んでおられる者、もしくは漁業協同組合以外の証券は、必ず過去に關係のあつたいわゆる貸付者、さういふ者に金融をするという條件でなければ資金を貸さないという何かの措置ができれば正しく流れて来ると思つておられます。この点を老練ながら申し上げておきます。

○松田委員 漁業法案に対する金融の裏づけという事に対しては、夏堀委員と同一の考へを持つておられるものであります。大蔵当局といたしまして、十分これを御研究くださるよう要望いたすものであります。

また私は別な点から、ひとつ金融問題については申し上げてみたいと思つておられますが、今この議会中にわれわれが常に陳情を受けておられる問題があります。それは各地方における災害の復旧の問題であります。この災害復旧に對して、政府としては、どうして今日の実態からいたしまして、これに善処する方法をとつて努力をしておることを、私どもは陳情とともにその誠意を認めておるのであります。しかしこれも予算の關係上いろいろと難

六

点はあるのであります。災害ができたとき、その復旧に対する融資の方法と云うことは、どうしてもやらなければならぬ問題であります。これは消極的な問題ではなからうかと存するのではありません。より以上に積極的の、政策的にやつて行かなければならないのは、要するに産業の確立をはかるための金融でなければならぬのじやなからうか。ところがこの表に現われておる漁業手形の実施の状況を見ると、わずかに三億六千万円という数字にしかなつていないのであります。こゝろした事柄が——たとえば災害に対しては三億や五億の金は、地方庁にあつても援助して、災害の復旧の資金として融資またはいろいろな施設をやるのに、漁業手形に対して現在三億六千万円より出ていないというようなこの現況が、はたして妥当なるものであるかどうかといふことを、私は疑うものであります。つまり三億の災害をこうむつて政府の手によつてこれを補給して行かなければならぬというより、むしろ今日の日本の状況として、金融さえ円滑に流れておつて、お互い漁民が喜んで生産を上げることができたならば、みずからの手によつて、災害の場合においても、その貯蓄によつてこれを克服する道があるのではなからうかと思ふのであります。しかるにわずかに三億六千万円の漁業手形の実施よりない現状について、水産庁としてもまた大蔵省としても十分に御考慮願ひたいと存するものであります。

また、私は第五国会のこの委員会においてもある意見を述べたのであります。今日、日本の国は絶対量の足りない資材を外国から仰いでおるのであります。われ／＼はマニラ麻であろうが、綿糸であろうが、また油であろうが、こうしたものを輸入に仰いで、その反面に心血を注いで外貨獲得のために努力しておるのであります。ただ現在のままにおいて外貨獲得をすることが、はたして日本の現状においては水産業界において可能であるかどうか。外貨を獲得せずしてやつて行く方法があるのではなからうか、いたずらに輸入するといふことは、われ／＼として最も考えなければならぬ問題でなからうかと考へるのであります。今後の日本の漁船のディーゼル化が、外国から輸入する油の消費を半減するものである、外貨獲得に非常に苦勞するのを、われ／＼の創意とくふうによつて輸入を防止することができるのである、またよしんばそれだけの同じ油をもつてしても、倍の漁獲をあげることができ得るのである、こうした大きな政策の面で立つて行かなかつたならば、日本の経済というものは成り立つて行くものでなからうかと私は考へておるのであります。聞くところによりますと今年の春の輸出された鉄鋼が、ついにアメリカの検査によつて逆送されたといふことでもあります。こうした問題は、日本の今までの悪い鉄鋼によつてつくられておる焼玉機関を、優秀な鉄鋼によつてディーゼル化をしたときにおいては、必ずや外国品と同様な程度までの製品が得られるものであると私は考へるのであります。しかるに日本の現状から言つて、油の消費といふことかから言つて一番重要視されるこのディーゼル化を、日本の水産ばかりでなく、ありとあらゆる予算の面において、支出の面においても考へて行かなければ

ならないのではなからうか。ところが漁民において、漁業経営者において、わずかにその方途は三億六千万円の漁業手形によらなければならぬ。かような現状においてこの制度をどのようにするか、つまりディーゼル化をするためにはこれに対する相当の大幅の金融の援助がなければならぬ。わずかの目光の災害といふものよりも、大きな目をここに持つて行くことが、日本の経済を自立経済に持つて行く最も根本であり、また漁師の経済を確立する原因になるのじやなからうかと考へるのであります。この点に対する長官の御努力と、また大蔵当局の新たな見解をもつて御援助を願ひたいと存するものであります。

またもう一つ、われ／＼が常に考へておることは、今日の鮮魚の問題であります。鮮魚も大幅の統制は撤廃されましたが、その統制撤廃によつて起きる問題は、今まであつたならば、生産者は公道価格によつてすべての漁獲物に一定の裏づけがされてあつたのであります。つまり十貫匁の鮮魚は、浜相場において四百円なり五百円なりといふ、はつきりした価格によつて、ただちに生産することができたのであります。ところが、今日の統制撤廃の撤廃と同時に、鮮魚の販売に対して相当の考慮を拂わなければならぬ時代になつたのであります。つまり鮮魚の統制を撤廃することが、日本の現在の経済をまじめな経済に持つて行くことであるが、これに対する裏づけがはたしてあるかないかといふことであります。こうした問題は荷受け機関と出荷機関と緊密な連絡をとつて、無謀な競争を防止するために、どうしても荷受け機関

なり出荷機関なりに大幅の金融の措置を講じてやることこそ、漁民に対する最も親切な方法ではないかと私は考へるのであります。この点に対する水産庁のお考え及び大蔵当局の御意思のほどを、お伺ひしたいと存するものであります。

○嶺山政府委員 ただいまの松田委員の御質問は、わけますと外国からの輸入資材の節約、それからもう一つは、今の統制撤廃後における荷受け、出荷機関に対する金融の措置、こゝろに申すにわかれるかと思ふのでございまして、漁業手形のことについて最初に申し上げたいのであります。ここに三億六千万円が出ておりますが、御承知のように、この漁業手形は七月の二十日後に発足したのであります。従いまして、現在のところわずかに三億六千万円でありませうけれども、これは今後相当増額し得るものであるものであります。私どもも、できるだけ早く関係の各府県にこれが実施されるように御協力もし、また特にこれが徹底方に努力しておるのであります。先日の委員会におきましても、委員長よりこの漁業手形の実施を普及徹底するようにという御要望がありまして、その際にも私は全国の運営委員会の協議会というものをつくつていただいて、これが普及徹底に御協力を仰ぎたい、かような考えを申し上げたのであります。その方向に現在進みつつあるのであります。単に三億六千万円が漁業手形の最高の融通額ではないのであります。私どももいたしましては、少くも全国にわたつて百億ぐらいの漁業手形の融資ができるようにといふことを目指しておるのであります。今後この漁業

手形の増強につきましては、当委員会のお力もぜひ仰いで、一日も早くこれが相当額に達するようにいたしたい、かように考へておるのであります。それから漁業手形は、御承知の通り仕込み資金になるものであります。従つて、大体運転資金なのであります。従つて松田委員のディーゼル化——つまり物を出さずに日本の内地において外貨獲得と同様の効果上げる道があるのではないかと御意見は、まづたく同感であります。その一例を最近も得たのであります。その一例を最近も得たのであります。第一回は出たのであります。その捕鯨母船をディーゼルにかえたために、従来に比べますと三分の一の消費量でよろしい。しかも南水洋に達するのに、二十七日の航海を二十四日に短縮できる。すなわち消費量が三分の一になつて、しかも航海の日数を三日間も短縮できる。こゝろいふ事実から調査しまして、まづたく松田委員の御説の通りなのであります。しかしながら現在には設備資金に關しての金融の道は、遺憾ながら講ぜられておらぬのであります。昨年までは復金におきまして、機関換裝資金つまり機関を入れかえるといふ資金が特に認められて、これを融資されておつたのであります。御承知のように復金の事情がかわりましたので、今日はその道もない。しかしながらわれ／＼といたしましては、運転資金は漁業手形に仰ぐ、設備資金は新たに預金部資金、もしくは援助資金といふようなものから仰ぎたい。先日愛知銀行局長から、この預金部の資金、援助資金の利用について水産について考へておるといふお話もありましたが、私どももぜひ大蔵当局

とも御協力を仰ぎまして、設備資金にできるだけ融資をしていただいて、これをただいまお話のような面に活用いたしたい、かように考えておるのであります。

それから統制が撤廃されて公定がなくなるといふ場合に、資金の関係が非常にめんどうになることは、お説の通りなのであります。但し政府といはしめては、もし統制が撤廃されたということになりますれば、荷受け機関のあり方、あるいは出荷機関のあり方も当然変化すべきものだろうと思つておられます。従いまして、今後はこの荷受け機関がどうかあるか、あるいは出荷機関がどうかあるかという点によつて、金融の道はおのずからかわらざるを得ないのじやないか。ただいま私の方でいたしましては、統制が撤廃された場合に、市場をいかにすべきかについては、すでに関係の生産者あるいは市場荷受け機関、その他の関係といふような方々に御委嘱しまして、数回の研究を重ねておるのであります。

これが対策を講じたいと考へます。それから中央市場の改正につきましても、目下農政局においてこれが立案を急いでおるのであります。近く全国中央市場長を招集されて、そこでまた具体的な意見を求める。その場合にももちろん今の資金の関係、その他取引を将来いかにすべきかというよう

点について、検討が加えられることと思つておられますが、荷受け機関、あるいは出荷機関の金融は、やがて生産者の資金あるいは金融になるので、私どもとしては生産者の金融の面と同時に配給業者、もしくは製造業者といふような面にも、何らか漁業手形に當るような制度を考えなければならぬ。しかしながら遺憾ながらまだ具体的に申し上げるまでには至つておりませんが、さう考へて市場関係の金融についても対策を講じたい、かように考えておられます。

○松田委員 坂本政務次官もおいでになつておるのであります。どうかただいま申し上げておられます点に対しては、事務局の政策としてお取上げになつて、事務当局を御鞭撻あらんことをお願い申し上げます。

○川村委員 現在漁業の行詰まりを生じておりますことは、一にかかつて資金の問題であります。この解決をつけないうちは、増産ができないと断言してもよいのであります。漁業法に関する漁業証券の問題は二、三年後の将来の問題であります。三年後の将来の問題は災害漁業者の資金の問題であります。これについても当局では御苦心されておられることも私よく承知しております。しかしながら漁業の災害をわけますと、大体漁船の災害と漁具の災害となつております。漁船の災害については、ある程度まで建造の資金等について考慮を拂われておるのであります。漁具の資金については、先般漁業手形の問題も出まして、この漁業手形が一応実施されますと、救済されるというところに相なつておるのであります。その資金というものは、す

べて資材に重点が置かれておるのであります。しかしながらその資材は、デラ台風から今日まで、一つとしていわゆる割当を受けておられない。こういうふうな関係で、せつかく銀行はこの災害に対する資金計画を立てましても、資材関係の解決がつかない。かように相なつておるのであります。ことに第四・四半期から補給金がなくなりまして、二倍ないし三倍の値上りをするということから、災害漁民は、何とかして資材の割当についても、災害資材として補給金を与えてもらいたいということと、さらにそれに対する資金の裏づけをしてもらいたいという要望が非常に強いのであります。でありますから、この場合、もちろん水産庁としてはその手続は十分とおられますが、いわゆる安本あたりなり、大蔵省あたりでは、まだその線にびつたり行つていないのであります。これに対して、災害の資金はもちろん、資材の割当、さらにこの補給金とからんで、私としては、当然第三・四半期以前の災害であるから、いわゆる今度の補給金のある資材と同様に取扱うべきである、かように考へておられますが、この点においてどういふお考えを持つておられるか。なお資材の割当はいつごろするのであるか。あるいは先ほど申し上げましたように、補給金を織り込んだ、いわゆる補給金でなくとも、救済を織り込んだ額として割当できるかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

○飯山政府委員 災害対策としての資材及び金融措置について申し上げます。御承知の通り資材の割当は、すでに二十四年度は関係方面から大体わく

を与えられて、そしてそのわく内での操作によつて今日まではいたしておるのであります。従つてわくをふやすという点については、絶えず努力しておりますが、遺憾ながら、これが増加の承認が得られないのであります。従来の措置としては、大体繰上げ割当をするといふようなやり方をして来た。しかしながら今お話の通り、第三・四半期までが補給金があつて、第四・四半期はないといふような、非常なそこに変化があるのであります。われわれといたしましては、第四・四半期までの災害の資材に対しては、これを第三・四半期と同様な取扱いをして行かなければならぬといふことは、お説の通りでございます。その方向に向つて、実は相當の数量を要望いたしておるのであります。補給金との関係上、現在までに査定された四十六億五千万円の補給金は、すでに使い果したのであります。その使い果したものは、第三・四半期までの普通の割当分なのであります。従つて災害として繰上げ配給したところのものに対しては、その補給金がないので、それを追加承認をしてほしいといふのであります。補給金の繰上げが押えられているために、いまだに私どもの希望は達成できないのであります。しかしこの問題は、決して私どもは打切つたものではありません。その後継続しておるのでありますけれども、補給金を、あるいは補給金にかかわるべき何かのところに手段がなければ、非常に困難な状態になつておるのであります。

それからまた、漁船その他の資金の関係であります。実は遭難漁船に、あるいは損失漁船に対しまして、漁

船保険以外には、現在のところ特別な措置がないのであります。しかしながら漁船の方は幸いに、保険に加入しておれば、これが修理あるいは代船の建造に相當に役に立つておるのであります。漁具の方については、これを救う道は、今後私どもとしましては、どう道がないのじやないか。従つてわれわれとしましては、先ほど漁業証券の問題が出ましたが、もし漁業法が幸いにして制定されるということになりますれば、その場合には、許可料のうちに補償に充てないところの許可料があるののであります。そういうものを土台にして、この損害補償制度の基本にして行く。これは将来のことでありま

す。今川村委員のおつしやつた緊急の問題には間に合いませんけれども、将来の行き方としては、かような行き方をして参りたい。補給金にかかわるものをこの際出すということについてはむしろわれわれ事務的な者よりも、できるならば外の有力な委員各位の御配慮をいただきまして、そうしてこれが実現するように、実はこちらからお願ひしたい、かように考へております。

○石原委員長 この程度でこの問題はどうかですか。

○川村委員 今坂本次官がおいでになれば、政治的にどうなつていふかというところをお伺いしたかつかつたのであります。ただ一言長官その他の関係の方々に申し上げておきますが、大体今一番強く難関のあるのは、大蔵省のようであります。四十六億五千万円、これは当初の予算は五十一億六千万円

をい

をい

ですか、あつたと思ひます。当初予算をそのままにすれば、当然補給金に於けるべき財源が出て来るのであります。どうかその点を水産庁当局は十分主張なすつて、もちろん私たちが、当面の間でありますから、極力やりまします。もし事務的にできなかつたならば、これを政治的に訴えて、われわれは解決をつけるという決心を持つておりますので、両々相まつてこの問題は解決せられんことを、特に希望いたします。私の質問を終ります。

○石原委員長 金融に関する件は、この程度にとどめます。この場合、銀行局の杉山総務課長に委員長より意見並びに希望を申し上げておきます。

総務課長の立場は、大蔵省における非常に有力な、また非常に広範圏にわたる活動力のある立場であると考えるのであります。殊に杉山課長は非常に敏腕の関えがあり、理解があるということを開いておるのであります。非常に将来を嘱望するものであります。

大蔵省が水産金融に対し、また水産に対して非常に冷淡であるという声は、非常に濃厚なものであります。従つて水産常任委員会は、全部不平、不満を持つておるのであります。近くは資材に対する補給金の問題に關して、大蔵大臣の態度の傲慢不遜なること、また最近における漁港に対する予算に關する切盛りの仕方の内容、われわれはここにたえられない憤懣を持つておるのであります。また委員会がいつも出席を求め、三回に一回しか出席がない。また出席の通告を承認しながら出席しない。こういうことが多々あるのであります。これは水産を非常に軽く見ておるといふ実例であります。

具体的に申しますならば、復興金融金庫が設定せられて金融が開始され

た。その結果として一会社たる昭和電工へ三十幾億円の貸出があつた。しかもにわずかに十億に足らぬくらいのものが、日本全国の水産に貸し出した金融の総額であります。そうしてその以後復興金融金庫が営業を閉鎖した際、わずかに漁業手形制度なるものができた。これも大きな力を大蔵省より借りたのではないのであります。なおまたそれより大きな恒久資金、施設資金といふものは、他の産業部門、工業部門には相当の道をあけておるが、水産に對しては何らその道をあけていないといふのが現在の事実であります。このことを十分杉山総務課長は腹に入れていただいて、特段の善処あらんことを切に希望するものであります。もし私の申し上げたことに間違いがあらざれば、さらに私を糾弾してもらふことをここに要望しておきます。以上の希望並びに要望として申し上げておきます。

金融に関する件はこれにとどめます。

○石原委員長 さらに参考人をお願いいたします。齋藤助君にお願いをいたします。

○齋藤参考人 たいま御指名をいただきました齋藤であります。新潟県岩船郡猿沢村漁業協同組合の一人であります。

私は三面川の内水面に對する漁業のことにつきまして、いささか所見を述べてみたいと存するものでございませぬ。法の第七十一條に「主務大臣は、さく、河魚類の通路を害する虞があると認めるときは、水面の一定区域内における工作物の設置を制限し、又は禁止することが出来る。」という法文があ

ります。前の旧法によりますと、遡河の魚類の通路といたしまして、流域の五分の一以上をあげるということがあるのであります。しかもこの五分の一に對しましては、ある程度地方長官の裁量によつて、ある方法を講ずることがあるということがあるのであります。それから見ますと、この法文は相当民主化されました。すなわち遡河魚類に對しまして、沿岸の漁民に對しては機会均等を与えるという意味にとれませんが、私はこれを一步進めまして、三分の一以上をあげるということ、ここに法文化してもらいたいということ、これを要望するものであります。あるいはまた全部開放しなければならぬということならぬおさらけつこうであります。どういふ方面からかようなことを主張するかと申しますと、私たちの漁業区内に三面川というのであります。ちつづけな川でありまして、全長約五里の川であります。皆さん方も御承知の通りさけ川として有名であります。昔と違つて今はとれませんが、それでも一箇年を通じて二万匹内外はとれるのであります。これを現在の市価に見積りますと約一千万円くらいの漁獲高があるのであります。

〔委員長退席、川村委員長代理理席〕

これが人工孵化という名目のもとに、現在全幅遮断されております。五分の一もあいておりません。すなわち長官の裁量によつて全幅遮断を許可している。昔からの例を申し上げますと、昔はあの附近は天領と称して、徳川幕府時代にあつたのであります。その天領に属するところの漁師は大びらに全部さけをとりましたのですが、

それが徳川の時代になりましてから、全部村上の藩主があつた川を横領したといふことで、もう徳川時代から何百年を通じてこの遮断工事があつたのであります。結局われわれ沿岸の漁民といはしますが、川によつて受ける損害はありますが、この川によつて受ける恩恵というものは少しもないのであります。さういふに矛盾したことは私たちが非常に遺憾であるといふようなことで、約十箇年ばかりの開放を迫つたのでございませぬが、いろいろの方面においてなかく打勝つことができなかった。終戦直後司令部に對して陳情したのであります。国内のことをアメリカにおすがりすることは、はなはだ面目ないことでありませぬけれども、結局さうするしか道がないといふやうなことで陳情しましたら、その結果、まず人工孵化にさしつかえないという期間、すなわち十一月一日から遮断をしておつたのですが、それが十一月の二十五日から遮断することに現在なつているのでございませぬ。ところが長官のお許しになつた遮断の期限もちやうど今年で満期になりましたので、今年からさらにまた遮断する人たちがお願ひになつたのでございませぬが、ここでも利害關係相反する人たちは非常に争つたのであります。また三日延ばすといふやうなことで折合いがついたのでございませぬが、とにかくこの遮断している人たちは旧村上の藩主でありまして、すなわち地主で申せば不在地主と同じで、ほとんど都會地に来ておられる人たちがこの特権を遮断しているの

でございませぬ。おそろくは全国に類を見ない現状でございませぬ。しかもかような施設に従事している人たちは、すなわちさけ産育養所といふやうなことになつておりました。これは水産庁のお役人の人工孵化を目的として、漁業は目的としていたのではないといふやうな意味からして、現在でも解散しないのでございませぬ。これは水産庁のお役人が三面川に参りまして、この人たちと合議の結果、君たちは漁業でないのだから解散する必要はない、かやうなことからして現在もそのままになつておるのではありません。しかし一方またそのやる人たちの行いを見ますと、人工孵化はわずかの場所でありませぬが、その上流も当時の村上藩主の領分であつて、その上流に遡上するものでも人工孵化は全然やらない今日、すなわち人工孵化はこの十一月二十八日から——大体十二月一日から始まるのでございませぬが、さういつた所でもやはり今とつていのであります。たとへば名前は違つても結局漁業を目的にしていることは証立立てられるのであります。漁業会には今後二箇年はその権利を与えるといふことになつておられますけれども、自分たちは、おれは漁業会でないといつて結局その権利を自分たちも持つていといふやうなことになつておりました。現在沿岸の漁民は漁業協同組合をこしらへたい。かような目的のもとにわれわれも仲間にしるといふやうなことになつておられますけれども、われわれ漁業会でないからここで解散する必要がない。従つて君たちを漁業会に入れる必要はないといふやうな關係で、今もんでおるのでございませぬ。この件につきましては、私今ここに持参しました

が、渡邊良夫議員の紹介をもつて、請願することになつたので、すけれども、日にちがないので、結局請願は受

付けるわけにはいかぬというので、この次の通常国会にいたすことになつております。かようなことで私たち非常に困つておるのでありますが、委員諸賢におかれましては、この点を御研究されまして、今とめておくことが是であるか否であるか。しかも漁業会でないからさしつかえないということやつてゐる者が、一体法の精神に反しないかどうかというその窮状を訴えておるのであります。訥弁ではなはだ要領は得ませんでした、時間が来まして、どうぞ七十一條に、三分の一でもけつこうでございませう。できましたならば漁道を遮断することは絶対いかぬといふことを法文化していただくよう、切

にお願ひする次第でございませう。  
○川村委員代理 齋藤参考人の御意見に対して質疑はありませんか。  
○松田委員 私は新潟県人なので、その状況を誤つてゐる範囲からお話申し上げたいと思つております。  
法案に対する問題はたいへんけつこうであります、新潟県は現在一年に約千石のさけがとれておる。一方秋田県や山形県においてはほとんどさけの漁獲がないので、新潟県の先覚者があそこに鮭鱒の養殖をやられた、孵化事業をやられたというに對して、その恵みが沿岸漁業者が潤うておる今日の状態であることを私は知つておるのであります。この点に對する漁業法の制定にあたり、こうした内容を盛り込んでおるのでありますが、新潟県の方はあの先覚者の意思を十分御考慮なされて、漁業法に制定する以外のことにおいて御協力なさつて、現在のあの漁獲をなされるのが一番沿岸漁業者

に對する幸福なものと私は考へておるのであります。委員会に對する請願もされておるといふたゞいまだのお話であります、これは県において局部的に妥協をいたしまして、今後ともあの養殖事業をなされんことを私は希望意見として申し上げておきます。  
○川村委員代理 他に質疑はありませんか。大体質疑がないようでありまして、次は大内光義君に發言を許します。  
○大内参考人 ただいま指名にあずかりました大内でございます。職は漁業、北海道網走漁業協同組合常務理事でございます。  
今次の漁業法改正の第四次案の發表を見まして、私の感じたことを一通り申し上げます。社会主義的、革新的思想の根底のもとに建てられた壯麗な殿堂を見るがごとき感じがいたしました、その偉大さにまず一驚を喫したのであります。だが反面、實際の漁業者である私どもが、技術のあるいは経験的な面から、これにささいに検討を加へましたる際におきまして、特に定置漁業に關しまして、認識に不徹底の多々ある点を發見いたしました、逆につきわめて遺憾の意を表せざるを得ないという心境に到達いたしました。許されてゐる時間がきつて短かい關係上、結論と理由を切離して申し上げたいと存じます。

まず結論から先に申し上げます。法第二十一條、存続期間は二十年にお願ひいたしたいと思ひます。第二、第十六條優先順位の問題は、従来からの自營する者に与へていただきたい。この場合組合たる個人たるを問ひませぬ。この場合の補償の問題は無償であ

ります。これを要望いたします。免許料、許可料、この姿におきましては徴收せずといふことをお願ひしたいのであります。休業、不当集中、不適格、不在地的な漁業權に對しましては、徹底的にこれが整理をお願ひいたします。この場合の補償の關係は有償にお願いしたい。ちなみにこの休業の数字でございますが、北海道除外の本州休業は、全体の数の一七・二%になつておるようであります。北海道の場合、休業は全体の数字の五一・八%になつております。これは昭和二十一年北海道庁水産課の調査であります。第三、定置漁業權の復権制度、これは現在の改革案よりももう少し復権制を強化していただきたい。さうにお願ひをする次第であります。

次に理由に移ります。第一の問題、存続期間の關係であります。私どもの定置漁業といふものは、経験技術が非常に強度に要求されるのであります。その結果、その技術者を養ふには、二十年あるいは三十年の年月を必要とするのであります。單なる乗組員を養成するにも最小限度五年、十年、人によりましては二十年、船頭以上の経験年数が必要とされるような事情にあるのであります。さらにもまたこの經營者におきましては、それらの人々以上の経験年数と、さらに經營技術に對する経験といふものがつけ加へられまして、きつめて經營のむずかしい種類の漁業に屬してゐるのであります。かような姿が私どもが現在到達してあります。定置漁業の円満なる營業を続ける場合の條件でございますが、この完全に近い姿でもつて組み合つた經營者、それから今の乗組員、技術者、三者合体し

てできたその姿は、單に漁場をかえて營業するといふ方面を考へただけで、その完全なる能力を發揮し得るまでには少くとも五年間を必要とするといふ、かほどの高度な經驗技術を必要とすることを私ははつきり申し上げたいのであります。これを存続期間五年をもつて区切られるといふ原案におきましては、絶対的にこの定置漁業の円満なる行使は不可能であるといふことを、實際の立場からよく申し上げたいのであります。このために期間の短か過ぎるといふことを私が強調いたしましたのは、これを強調すると同時に、原案はいかに定置漁業の實體に不認識であるかといふことを、はつきり申し上げたい一つの理由になつておるのであります。付言いたしますが、去る七月網走におきまして、漁業法に關する懇談會がありました。その席上におきまして、この期間の問題につきまして、水産庁漁船部長殿の答弁をお願ひいたしました。その答弁には、社会的な情勢の変化に對するために五箇年にした、單にこれだけの答弁しかちやうだいできなかつたことを付言しておきます。

次に理由の二、今次の漁業改革が重要な根本的な理由である組合優先の思想のよつて來たる根本、原案の改革思想の根底をなしているところを、私が、水産庁經濟課の編み出した講義や、あるいは法律案の原案の詳細にわたつたりして摘出した四つの点を、ただいま論旨の進展上の材料といたしまして提出いたします。その第一は、海面といふものは漁民の總有であらねばならないといふ点であります。その第二は、海面は立体的、複合的にこれを

利用しなければならぬという思想でございます。第三は、定置の特権性、これを排撃しなければならぬという思想でございます。第四は、漁場は総合的に利用しなければならぬという思想でございます。旧法におきましては、この四つの思想が完全に遂行できないために、徹底的に旧漁業法を改革しなければならぬのだということが根底になつておるのであります。私はこの根底思想に對しまして、漁業の實際者として、漁業の實際から言つて、この思想がどういふふうになるかといふことを、しばらくお聞き取り願ひたいと思つております。

〔川村委員代理退席、委員長着席〕  
第一番の、海面は漁民の總有であるといふ点であります。實際の漁業といふものは、非常に内部において各業種に分化しております。私の考へます、いわゆる海面の總有といふ考へ方には、その分化しているグループ、グループにおいてこそ共有さるべきものであつて、漁民全部の總有といふ考へ方は、實際に沿わないといふふうに私は考へられるのであります。これが實際の事情でございますが、かりに原案通りの考へ方に立ちまして、海面は漁民の總有であらねばならないといふふうを考へてみました場合に、これを押し広げて行けば、漁民の總有では不徹底であります。市町村總有でなければなりません。さらに広げれば道府県總有でなければなりません。さらにこれを進展して行けば、結論として國有といふふうなところに行つてしまつて、およそ實際とは沿わないような状況が展開されるのではないかと私

は考えるのであります。

第二番目は、海面は立体的、複合的に利用しなければならぬという考え方でございませう。これからよつて来たところは、農地と異なつて漁業権は分割所有することはいけぬのではないかと考へておられるのでございませう。これに對して所見を申し上げてみたいと思ひます。原案はこの問題を幾何学的に考へておられます。しかし漁業の実態から申しましたら、これは幾何学的に考へるのではなく、時間的なずれ、魚族は回遊の時期に時間的なずれがございませうので、結果といたしまして総合的に現在でも利用しておられることをよく考へ願ひたいということ、私は申し上げたいのであります。

次に三番目として設置の特権性の排撃という考へ方でございます。この問題から派生する現実の悪い面と考へられておられるのは、設置の分立はたくさん弱小の漁業の死かばねの上立つておると考へ方があるののでございませう。私も漁業の実態からこれを見ましても、特に北海道の実情について見ますと、これはまさしく逆なのであります。設置というものは、読んで字のごとくきわめて保守的にできておるものでございませう。これを強制的に保護されなければ漁業の成績があがらないという、根本的な性質を持つておるものでございませう。その性質に對して攻撃を加えることになると、その業に携わつておられる者が、強権をもつて使用しているのが保守的なのだというふうには錯覚を起している面が多々あるのではないかと考へるのであります。さらに悪いことは、その錯覚によりまし

て、その人を徹底的に攻撃するのが、いつかしらほご先が転化したしまして、定置漁業権そのものの存立をあぶなくするよ様な改革案に到達しておられる現状だと私は考へるのであります。かりにこれを逆に原案の考へのごとく進めて見ますならば、北海道では定置漁業というものは北海道の開拓的な漁業になつておられます。つまり定置漁業者は北海道漁業の開拓者ということになつておるのであります。アメリカのいわゆるパイオニヤーと同じような意味において、北海道の漁業を開拓してゐるという姿をよく想起していただきたいと思ふのであります。つまり開拓者の宗教心にかわつて、北海道の漁民は底に徹する漁民魂によつて努力しておるのであります。親が果し得なかつたことを子供、子供が果し得なかつたことを孫と、相伝えて一生懸命になつてゐるといふ現状なのであります。これをよく考へ願ひまして、勘案を願ひたいと思ふのであります。このアメリカの開拓者と北海道漁業の開拓者との関連といふことにつきましては、過日網走に天然資源局のW・ヨウ大佐がおいでになつたことがありましたが、そのときに私はじき／＼申し上げまして、ヨウ大佐殿の御了承を得ておられることを付言しておきます。私はかようにきわめて保守的なことを申し上げておられますが、私も実は保守的であると言われ

ることをあまり喜ぶものではないと思ひますが、これも去る七月でございませうが、北海道札幌において、全北海道の漁業協同組合長の会議がございましたときに、北海道の民事部のコンウエー少佐がおいでになりましたして、私どもに訓示をたれたのであります。その訓示

にいわく、私は北海道に赴任して日が浅い、聞くところによると、北海道の漁民はきわめて保守的であるといふことを承知して、現下の情勢においては、この保守的であるといふことはきわめて尊重するべきものである、かように申されておられます。そしてさらに、尊重するだけでは不十分である、これを助長育成して、もつて生産の増強に資してもらいたいといふことを、はつきり私どもはお教へを受けておるのであります。さよふな指導のもとに私どもは考へておられますので、保守的であるといふことに對しまして、私はひげ目を感じておらないのでございませう。

第四番目の漁場の総合利用の問題であります。この問題につきましては、かようなことを申し上げたいのであります。内地の沖合いを含むところの許可漁業といふものが、全体の比重の四〇%になつておる。つまり許可漁業の比重が相当なものであるといふことが、水産庁編の本に出ておられます。この四〇%になる許可漁業の面が、一応根拠を指定されているだけで、本漁業法案から除外されておる点が、私はなんとしてもふに落ちないのであります。

この点も一緒に包含して考へてこそ、初めて現在の漁業法案が完全な海面の総合的な利用というスローガンに到達することができると私は考へておるのであります。その重要な部分を除いて改革を進んでおる現在の姿におきましては、政府原案はいろいろの漁業憲法たる大きな立場を捨てて、局部的な改正にみずから甘んじておるといふことになるのではないかと考へるのであります。よつて私は、革命的な改革を強行することなく、先ほど申し上げま

したよふな、局部的な改正によつて制度を混乱させることなく、増産を落すことなく進んでいただきたいといふことを強く要望いたすのであります。まことに御聞き苦しい点がございませうが、私の陳述はこれをもつて終ることにいたします。

○石原委員長 質疑はありませぬか。

○松田(鐵)委員 御意見のうち、個人であろうが組合であろうが、自営を志している者に対しては無償にするという御意見がありました。物を買い上げるのに無償で買うといふことはあり得べきことではないと考へるのであります。またそれを免許するのにもこれ無償という御意見でありましたが、要するに結論を申し上げますと、自営をする者に対しては漁業権の買上げをする、現在通りに許可を存続して行け。こゝういふ御意見のように聞えますが、御意見はどのようなものでありますか。

○大内参考人 私が心から望みまするのは、ただいま松田先生から御質問のよふな姿であります。しかし技術的にさよふなことができないとしますならば、いわゆるゆるやかな意味の、こゝういつた程度の考へでなければならぬと思つておられます。

○二階堂委員 一点だけ、ちよつと御意見を伺いたいと思ひます。この漁業権のことに関連いたしました、新しい漁業法のもとに行われる漁業権は、組合を優先順位とせず、個人であつても会社であつても、従来から漁業を行なつておつた者に当然やるべきであるといふよふな御意見のように了解いたしますのであります。そのよふな御意見ならば、この法案を貫いておられる漁

業の民主化といふよふな根本精神と矛盾するように伺へるのであります。この点につきまして、参考人のもつと明快なる御意見を承りたいと思ひます。

○大内参考人 お答えいたします。私は形式的に、組合なるがために漁業権を身えなければならぬといふたよふな面を排除して行きたいと考へております。事実上自営しておられる者は単数であらうと複数であらうと考へ、ません。実質的な面、経験的な面を強く主張するものであります。

○石原委員長 以上をもつて参考人各位の御意見の発表は終りました。散会するに先だちまして、各位が遠方よりわざわざお越しくださいませ、非常に御多忙の中、長時間にわたり熱心なる御意見を開陳していただきましたことを、委員長といたしまして、委員会を代表して深甚なる謝意を表する次第であります。委員会としても、この四日間の参人各位の貴重なる御意見を十分参考といたしまして、今後の委員会の審査に資し、万全を期する所存であります。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時二十六分散会

昭和二十四年十二月七日印刷

昭和二十四年十二月八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁